

令和8年度 第六中学校いじめ防止基本方針

1 本校におけるいじめ防止のための基本方針

本校では平成26年9月に、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものである」との認識に立ち、「第六中学校いじめ防止基本方針」を策定した。その後、「青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会報告書」（平成30年2月27日）の公表を受け改訂を行った。

[基本方針]

- 道徳科を中心とした全教育活動を通して、生徒の自己有用感や自尊感情を育み、いじめを防止する。
- SOS教育、セーフティ教室等をいじめ防止の指導に位置付け、自ら危機を回避する能力を育成する。
- 「いじめ」の発見・認定については、生徒指導部の校内チーム会議にて十分に精査する。
- 教員は、「いじめを見過ごさない、許さない」といった雰囲気醸成に努める。
- いじめ等の早期発見のため、アンケートや面談、スクールカウンセラー（以下、「SC」と表記）による全員面接を定期的に行う。
- いじめ対策委員会を設置し、いじめの認知や予防等について検討、推進を図る。
- いじめ問題の早期発見・対応をめざして、生徒指導部例会冒頭にいじめ対策委員会を設ける。
- 登校支援室・民生児童委員・子ども家庭支援センター等と情報共有し、積極的に活用する。

●いじめの定義（いじめ対策防止推進法第2条第1項）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。[起こった場所は学校の内外を問わない。繰り返しか一時的なものかは問わない。また深刻でなくてもよい。]

2 いじめ未然防止のための取組

- (1) いじめを絶対に見過ごさない、許さない、雰囲気づくりに努める。
 - ①いじめは絶対に許されないことを生徒に自覚させるために、道徳科や特別活動において年に3回、「いじめ防止のための学習」を実施する。（参考：「いじめ防止プログラム」P25-27）
 - ②生徒一人一人が、いじめに向き合い、危機管理能力の一つとしていじめ防止のための言動が身に付くよう教育活動全般を通して人権意識の向上を図る。
 - ③定期的に七小児童会と会議を持ち、具体的な活体活動を体験させる。
- (2) 教職員は生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ①生徒一人一人が活躍できる場面や機会を日常的に設定する。
 - ②道徳科や教育活動全体を通して自己有用感を高め、自尊感情育む教材開発や体験活動を進める。
 - ③人とのかかわり方を身に付けるため地域の活動を積極的に利用する。黒澤川清掃、避難所設開設訓練、市民運動会、小中合同音楽会等の行事及びボランティア等を通し、積極的に人とのかかわりを推進する。
 - ④青梅市の「こども会議」を中心にいじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

(3) インターネット関連のいじめ防止等について指導するとともに職員研修を行う。

- ①タブレットを利用したいじめの書き込みや個人情報の送信など、不正使用の防止に向けて学級活動や授業等で使用上のルールの徹底を図る。
- ②セーフティ教室、終業式の生徒指導講話等を活用して、ネットの掲示板や SNS における誹謗・中傷等の書き込みはいじめであり、決して許されないこと、またむやみに個人情報を送信することは重大な被害につながることを生徒に理解させるとともに保護者・地域への啓発も行う。
- ③生徒指導部が中心となって性同一性障害や性的指向・性自認に係る対応や都の人権課題を意識した日常的な指導によりいじめを防止する指導体制を構築し、生徒への啓発に努める。
- ④体罰防止や人権に係る教員の研修会を年に数回実施する。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

(1) いじめ発見のために、多様な手段を講じる。

- ①いじめに係る調査を年5回行い、児童・生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。
- ②生徒の観察については、いじめチェックリスト等の内容に沿って適宜、適切に行う。気付いたことがあれば少しの異変であっても職員間（学年会、打ち合わせ、調整会議、生徒指導部会、支援委員会等）で報告・連絡・相談する。
- ③SOS の出し方に関する教育を中学校3年間で1回以上実施する。
- ④生徒が SOS を発信しやすいよう、教員は常に生徒の様子を十分に観察しながら、「いつでもだれでも相談できる環境」の充実を図る。
- ⑤SCによる全員面接を通して、相談しやすい環境を整える。
- ⑥生徒との個人面談（学級、教科、部活等）において、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ⑦生徒指導部を中心に特別支援教育コーディネーター、SCとの連携を強化する。
- ⑧東京都教育委員会「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」等の資料を活用する。

(2) いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して組織的に対応する。

- ①生徒や保護者等からいじめの報告を受けた教職員は、迅速に生徒指導部、管理職等に報告する。
- ②校長は、報告を受けた時点で青梅市教育委員会へ報告する。
- ③校長は、迅速にいじめ対策委員会を開催する。対策委員会は情報収集・事実確認の上、いじめとして認知するかどうかを精査、判断する。その結果について、青梅市教育委員会に報告する。
- ④いじめとして認知しなかった場合には、報告した生徒・保護者にその理由等を十分に説明する。
- ⑤いじめ対策委員会において、校長以下、役割分担を明確にして当面の指導方針、調査方法、指導方法等について教職員全体で共通理解を図りながら解決に取り組む。
- ⑥管理職は保護者への連絡や事実確認の連絡において担任を支援するとともに、関係機関とも連携し、早急な解決に向けて組織的な対応を心がける。
- ⑦いじめられている生徒の身の安全を最優先に考えてケアし、状況により卒業までそのケアを継続する。加害生徒自身へのケアも忘れないようにする。
- ⑧加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たるとともに、その後も組織的に指導を継続する。特に加害生徒の場合、人との不適切な関わり方が多く見られたり、かつていじめられていたりすることもあるので断続的に指導やケアをしていく必要がある。

●いじめ認知の対象

①好意で行った言動（親切のつもりが…）、②意図せずに行った言動（悪意はなかったのに…）、③衝動的に言った言動（つい、かっとなつて…）で、「心身の苦痛を感じさせた」行為は全て「いじめ」に該当する（「法令上のいじめ」）。継続性がない行為、偶発的な行為、謝罪によりすぐ解決した行為も同様にいじめ認知の対象である。（「人権プログラム」平成30年版 119 ページ）いじめが疑われる行為はすべていじめ対策委員会に報告し、そこでいじめかどうか認知される。そのうち重大事態と疑われるものは、下記の5 重大事態への対応を行う。

(3) 生徒へのいじめの事実の聞き取りについては、例えば次のようなことに留意して行う。

- ①日頃から様々な機会を利用していじめの定義（1 ページ=いじめ対策防止推進法第2条第1項）及び重大事態の定義（4 ページ=法第28条第1項）の理解を生徒に促すとともに、聞き取りの前にも教職員から事前に説明しておく。特に法令上のいじめ（加害生徒に悪意はないが、被害生徒が結果としていじめと受け止めたもの）もいじめであることも説明しておく。
- ②いじめかどうか必ず生徒自身の受け止めを確認する。その際、今後、学校はいじめられた生徒の身の安全確保を図ることも生徒に伝える。
- ③いじめであるにも関わらず被害生徒が自らいじめを否定する場合は、再度学校からも生徒の置かれた状況や加害生徒を指導する必要性を説明するなどして、解決に向けて生徒の理解を得られるようにするとともに保護者へも連絡し、協力を仰ぐ。
- ④聞き取りに対応する教員は複数で臨む。原則として担任・学年で対応する。いじめアンケート・の場合は、原則として担任が（できれば学年教員が同席する等複数対応）、体罰調査の場合は副校長が聞き取る。聞き取り後、学年主任・生活指導主任へ迅速に報告する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生徒指導部会・学年会…法令上のいじめ（疑いを含む）の把握等、情報交換、集約を行う。

構成員：生徒指導部・各学年の構成教員

開催日程：生徒指導部会（週1回）、学年会

(2) いじめ対策委員会…校務分掌に「第六中学校いじめ対策委員会」を位置付ける。いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うためいじめ対策委員会を設置する。

構成員：管理職、生徒指導主任、各学年担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネータ、SC

開催日程：いじめ発生時だけでなく、年5回定期開催する。また、隔週1回の調整会議冒頭の時間にいじめ対策委員会を開催し、いじめの防止に向けて学校として日常的に取り組んでいく。

(3) 学校サポートチーム…いじめ問題について専門家の意見を得て解決するための支援活動を行う。

構成員：副校長、生徒指導主任（委員長）、各学年担当教員、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC、民生児童委員、青梅警察署（スクールサポーター）

開催日程：必要に応じて開催する。

5 重大事態への対応

●重大事態の定義（法第28条第1項）

- （生命心身財産重大事態）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- （不登校重大事態）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（めやすとして欠席30日以上。）
- （保護者からの申し立てによる疑いが発生したとき）**被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき**（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、**重大事態が発生したも**として**報告・調査等に当たる**こと。この点は法に定められているにもかかわらず、学校が失念しやすい点であることに注意する。
- （不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応）自殺は、重大事態として認知し、「緊急対応の手引き」（平成22年3月 文科省）を参照し、組織体制を整備して対応すること。

- (1) 重大事態の認知は、校長及びいじめ対策委員会が行う。
- (2) 重大事態の認知後は、教育委員会に直ちに報告する。
- (3) いじめられた生徒の安全、安定を図るとともに、加害の生徒へのケアにも配慮する。
- (4) 以降の動きについては、教育委員会の指示の下で行う。

6 家庭や地域、関係機関との連携

- (1) いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をに密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、親子間でのコミュニケーションを促し、学校の情報が正しく家庭に伝わるようにする。
- (2) いじめられている生徒が学校や家庭に相談できない場合（大人への相談を拒否し、家庭への連絡を嫌がる場合）は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口の利用も促す。
- (3) 日頃からPTAやコミュニティ・スクールの学校運営協議会等で、いじめ問題・健全育成についての情報交換を行う。また、必要に応じて学校側からの説明や情報提供を行う。
- (4) 青梅市教育相談所やスクールカウンセラー、養護教諭と連携しながら指導を行う。
- (5) 校内だけでなく登校支援室(S S W)、子ども家庭支援センター等の関係機関の専門家と連携する。

